

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置について

このたびの新型コロナウイルスに罹患された皆様と、感染拡大により生活に影響を受けられている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

当社は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における緊急事態宣言の延長措置を受け、お客さま等からお申し出をいただいた場合は、下記の特別措置を引き続き行うこととしました。

1. 適用対象

- ・当社と電気供給契約をしている個人のお客様
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で一時的に公共料金の支払いが困難となり、都道府県社会福祉協議会より緊急貸付（※1）を受けている方で、当社にお申し出をいただいたお客様

（※1）：各都道府県社会福祉協議会が行う緊急小口資金または総合支援資金の貸付

2. 追加特別措置の内容

電気料金の支払期日の延長

- ・2020年12月検針分の電気料金の支払期限を2か月間延長
- ・2021年1月検針分の電気料金の支払期限を1か月間延長

3. 特別措置のお申し込み方法

- ・この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記へご連絡ください。

【グリーンナでんきカスタマーセンター】

電話番号：0120-33-7775（平日9:00～18:00（年末年始、土日祝日を除く））

当社Webサイトの[お問い合わせフォーム](#)からでもお申込みいただけます。

以上